

		受付番号	7-1
一 般 質 問 通 告 書			
宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。 令和8年8月26日 宇美町議会議長 殿 宇美町議会議員 安川 禎幸			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		質問の相手
道路交通法改正による今後の自転車走行環境の整備方針は	本年4月に道路交通法が改正され、16歳以上の自転車運転者が交通違反をした際に青切符制度が適用されるなどの罰則が強化された。 しかし、町民には改正された制度の詳細が行き届いておらず、自転車の正しい通行区分が分からないといった声も聞かれる。 そこで今回は、道路交通法の改正に対する町の対応と、今後の自転車走行環境の整備方針についてお尋ねしたい。 1. 道路交通法改正の内容は 2. 町民に向けた法改正の周知は 3. 宇美町自転車ネットワーク計画とは 4. 今後の自転車走行環境の整備方針は		町 長 教育長